

お客様各位

株式会社 神奈川銀行

### 各種預金規定の改定について

平素は神奈川銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
当行では、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の施行に伴い、『「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に関する規定』を制定し、「預金取引規定集」及び「当座勘定規定」に追加いたしましたので、ご案内申し上げます。

#### 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に関する規定

この規定においては、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、休眠預金等活用法）上の預金等のうち、神奈川銀行で取扱う以下預金について「各種預金」といいます。なお、「各種預金」毎に認可を受けた異動事由については、当行ホームページに掲載しておりますので、そちらについてもご参照ください。

##### 《各種預金》

当座預金、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、積立定期預金（一般積立型）、積立定期預金（エンドレス型）、大口定期預金（自由金利型定期預金）、スーパー定期預金（自由金利型定期預金 M 型）、期日指定定期預金、変動金利型定期預金、決済用預金、定期積金、総合口座

#### 1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、各種預金について、以下の事由を休眠預金等活用法にもとづく異動事由として取扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
- (2) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）
- (3) 預金者等から、各種預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（各種預金が休眠預金等活用法第 3 条第 1 項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りします。）
  - ① 公告内容に関する事項（最終異動日等に関する事項、休眠預金等移管金の納期限、休眠預金等代替金の支払いに関する事項等）
  - ② 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ③ 預金者が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がなかった場合を除く）もしくは繰越があったこと。

- (5) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと。(当行が把握できる方法によるものに限ります。)
- (6) 総合口座取引規定にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

## 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) 各種預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 第1条に掲げる異動が最後であった日。
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
  - ③ 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第3条第2項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
  - ④ 預金に該当することとなった日。
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、各種預金について支払が停止された場合、当該支払停止が解除された日。
  - ③ 各種預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分の対象となった場合、当該手続が終了した日。
  - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)  
当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
  - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じた場合、他の預金に係る最終異動日。

## 3. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) 各種預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづき各種預金に係る債権は消滅し、預金者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者は、当行を通じて各種預金に係る休眠預金代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、預金者は、休眠預金等活用法第7条2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。

- ① 各種預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務に基づくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと。
  - ② 各種預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
  - ③ 各種預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分が行われたこと。
  - ④ 各種預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと。
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者に代わって前項による休眠預金代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行が各種預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
  - ② 各種預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金代替金の支払を請求すること。
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。

平成30年1月1日現在

以上